

平成30年度徳島県職員(脊椎動物)選考採用試験案内

平成30年5月
徳島県教育委員会

1 採用予定人員及び職務内容

(1) 採用予定人員

徳島県職員(脊椎動物) 1名

(2) 職務内容

県の関係機関において、脊椎動物に関する調査研究、資料収集保存、展示、普及教育等の業務その他の行政事務に従事します。

2 応募資格

(1) 次のいずれにも該当する者が応募できます。

- ① 昭和57年4月2日以降に生まれた者
- ② 大学院修士課程を修了した者(平成31年3月31日までに修了見込みの者を含む)、又は4年制大学を卒業して大学院修士課程修了と同程度以上の研究歴を有する者
- ③ 大学又は大学院において動物分類学または形態学・生態学を専攻した者で、脊椎動物全般に対して広く関心を持ち、保存や資料分析について取り組みながら、徳島及び四国の脊椎動物について調査研究、資料収集保存、展示、普及教育等を行おうとする者

(2) (1)の要件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人(民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募手続等

(1) 応募書類各1通

- ① 履歴書(JIS規格の用紙を使用し、記入はすべて本人の自筆により、黒又は青のインクかボールペンを用いて楷書で丁寧に記入してください。また、写真を貼付し、連絡先を記入してください。)
- ② 大学院修士課程修了証明書または修了見込み証明書(4年制大学卒業のみの者は大学卒業証明書)
- ③ 成績証明書(大学学部以上)
- ④ 研究指導者の推薦状

- ⑤ 修士論文又は卒業論文の要旨（A4用紙横書き800字程度）
- ⑥ 現在までの研究経過及び専門職員としての今後の展望（A4用紙横書き1,200字程度）
- ⑦ 業績のリスト及び発表論文の別刷（コピーでもかまいません。）
（※）業績には、論著だけでなく、自然保護啓発等に係る実績についても明記してください。

(2) 応募書類提出先

〒770-8070 徳島市八万町向寺山 徳島県立博物館

(3) 応募締切等

応募書類は書留郵便により提出するものとし、平成30年7月10日（火）までの消印のあるものに限り有効とします。

封筒の表に「徳島県職員(脊椎動物)応募書類在中」と朱書きしてください。

なお、応募書類については返却しません。

4 選考試験の方法等

(1) 選考手順

① 書類選考

② 筆記試験（書類選考合格者に対して行います。）

ア 教養試験（100点）

公務員として必要な大学卒業程度の一般知識及び能力について、択一方式で行います。

イ 専門試験（動物学及び博物館学）（200点）

脊椎動物に関する調査研究業務等に必要な識見、思考力、技能等について、記述方式で行います。

③ 面接試験（筆記試験合格者に対して行います。）（200点）

適性、人物等をみるため、グループ討論及び個別面接を行います。

(2) 試験日、試験会場及び合格発表

① 書類選考

応募締め切り後、速やかに選考を行い、受験者全員に、合否にかかわらず結果を文書で通知します。合格者には、筆記試験の受験票等をあわせて送付します。

② 筆記試験

ア 日 時

a 教養試験 平成30年8月27日（月） 午前10時～午後0時30分

b 専門試験 平成30年8月27日（月） 午後1時30分～午後4時30分

イ 会 場

徳島県立博物館（徳島市八万町向寺山 文化の森総合公園）

ウ 合格発表

受験者全員に、合否にかかわらず結果を文書で通知します。合格者には、面接試験の日時等をあわせて通知します。

③ 面接試験

ア 日 時

平成30年9月下旬を予定しています。

イ 会 場

徳島県立博物館（徳島市八万町向寺山 文化の森総合公園）

ウ 合格発表

受験者全員に、合否にかかわらず結果を文書で通知します。

5 採用

- (1) 採用については、地方公務員法第16条に規定する欠格事項及び心身の故障のため職務を遂行できない場合に該当しないことを条件とします。
- (2) 選考採用試験合格者について、徳島県人事委員会の選考を経て、採用を決定します。

6 採用年月日

原則として平成31年4月1日以降

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）等の規定により支給されます。該当者にはこのほか、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。また、一定の職歴がある者については、その経歴に応じて所定の金額が給料月額に加算される場合があります。

8 学芸員資格

受験にあたっては、博物館法第5条に定める学芸員資格の有無を問いませんが、未取得の場合は、採用後速やかに取得していただきます。

9 試験結果の口頭による開示請求について

受験者本人（不合格者に限る。）は、それぞれの選考結果について、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

(1) 開示内容

書類選考の選考理由、筆記試験及び面接試験の総合得点及び総合順位

(2) 開示期間

書類選考、筆記試験及び面接試験のそれぞれの結果通知日の翌日から1月間
期間中の月曜日、祝日（振替休日を含む。）を除き、毎日午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 開示場所

徳島県教育委員会事務局文化の森振興本部（徳島市八万町向寺山 徳島県立二十一世紀館内）に直接お越しくください。なお、電話、はがき等による請求はできません。

(4) 本人を確認するために提示を求める書類

本人の顔写真が貼付された証明書類（運転免許証、学生証、旅券等）

10 問い合わせ先

徳島県立博物館（担当：長谷川、佐藤）

〒770-8070 徳島市八万町向寺山

電話 088-668-3636

ファクシミリ 088-668-7197